

ようこそ、刑事弁護の世界へ

弁護士 佐野綾子¹

第1 本稿の目的

国選の場合、誰が弁護人となるかは巡り合わせとしか言いようがない。私選であっても、当事者や関係者が弁護人を探し始めるのは身体拘束された時やそれが差し迫っている時であることが多く、じっくりと探す時間的余裕をもちにくいのが実情だろう。

そこで本稿ではまず、弁護士のキャリアアップの観点から刑事弁護の魅力を語り²、現役のロースクール生の刑事弁護への関心を高めたい。有能でやる気にあふれた若手の多くが真摯に刑事弁護に取り組むことで刑事弁護人の層が厚くなり、適切な弁護活動が確保されやすくなると考えるからである。

そして、私が刑事弁護活動から得た教訓を後輩への応援メッセージとして記したい。

第2 刑事弁護活動の魅力(1) 法廷弁護のスキルアップができる

刑事であれ民事であれ、法廷弁護活動のコアとなるスキルは異ならない。これは、私が刑事弁護活動を通じて実感したことの1つである。根本的な活動（判断権者にこちらの意図する心証を抱いてもらうべく主張立証活動を展開すること）が共通であるから当然のこととはいえ、まずはこの点を指摘しておきたい。

つまり、質の高い刑事弁護を行えるようになれば民事弁護の質も上がり、逆も同様であると思われる。また、刑事弁護を手がけたほうが、全く手がけないよりも弁護士としてより早く成長できる場合もあるだろう。特に効果があると思う2点に絞って説明したい。

1 尋問スキルが向上する

刑事事件ではほぼ全件で被告人質問が行われ、大半のケースで証人尋問も行われる。そのため、とにかくにも弁護人は尋問の経験を積むことができる。

そのうえ、検察官が相手方となるからこそ学べることが多い。検察官は一般に、平均的な弁護士よりも尋問のスキルが上であると思う。私が直接見た限りでは、検察官は尋問の基本的な型と作法を身につけている。そのため、周囲の弁護士に目標となる尋問を見せて

¹ 普段は一般民事を中心に手がける弁護士で、これまでに手がけた刑事弁護の件数は寧ろ少なめである（最終項参照）。刑事弁護の魅力を語るにふさわしい立場かどうかやや心許ないが、その分、民事中心の弁護士にとっても刑事弁護は重要であるとのメッセージが後輩に伝わりやすくなると期待している。

² 本稿があえて刑事弁護を弁護士のキャリアアップという切り口で紹介しているのは、実務についてのことのない現役の学生の関心を引きやすい例を出すためである。滅して「弁護士がメリットを感じられない事件では手抜きをしてよい」などと主張するものでも推奨するものではない。私はそのような考えには全く与しないし、逆にそのような考えで事件を受任するような弁護士が生じにくくするためにこそ優秀な若手に刑事弁護に取り組んでほしいと考えている。

もらう機会のない弁護士であっても、刑事弁護を担当すれば、基本的な尋問の型を直に観察することができる。

検察官は、弁護人より刑事事件の担当する裁判の数が圧倒的に多く、尋問慣れしているのはもちろんのこと、裁判員裁判対応の成果か、特に若手の検事は基本的なテクニックが身につけており、発声が明瞭で、証人にうまく答えさせていると思うことが多い。弁護人からすると、自分が関与している（＝内容をよく把握している）事件において行われる尋問であるから、傍聴席では気づきにくいポイントにも気づき、研修よりも集中して観察することができるはずだ。

主尋問では、例えば一般的に検察官の尋問では一問一答が徹底されているし、時系列に混乱のないように構成されている。証人が身振りや説明した際にはすかさず言語に置き換えたり、数値や頻度を具体的に言わせようとしたりするのはいくらでも（これらを怠って裁判官が口を挟む場面は民事裁判では散見される。）³、証人に書証を示す際には裁判官が書証の該当部分を開くのを待つなど間合いも十分に取り、立ち位置なども工夫している。参考になるところはどんどん取り入れるべきであると思う⁴。

反対尋問において、検察官は弁護人の尋問に躊躇なく異議を申し立てる。異議を出されて尋問のリズムが崩れないようにするためにも、証人に法廷で話してもらいたいことを証言し尽くさせるためにも、弁護人はできるだけ異議が出にくいように、そして異議が出されても対応できるように準備しておく必要がある⁵。

それに対抗すべく、弁護人も検察官の尋問に異議を出せるようにして尋問に臨む。私の場合、刑事弁護での尋問をこなすようになってから、民事裁判の証人尋問においても相手方代理人の尋問に異議を出すことが多くなった⁶。

もちろん、著名な刑事弁護のスペシャリストを講師とする尋問の研修も開催されるのでトレーニングの機会もある。積極的に参加してみたいだろうか。

³ 私はロースクール3年次の刑事模擬裁判の講評のおかげで在学中からこのポイントは意識することができ、現在も尋問時に実践している（実践例としては最終項で紹介するクレディ・スイス集団申告漏れ事件の公判を描いた法廷漫画のなかの被告人質問の回をご覧ください）。しかしながら、これを怠る代理人が多いということは、普段からこのような基本的ポイントを押さえるだけでも尋問のレベルを一段階上げることができるということだ。

⁴ ある民事裁判官経験者によれば、民事裁判の尋問では「代理人がごく基本的なポイントを抑えるだけで尋問のレベルは上位にくる」とのことである。これはごく一般的な入門書に出てくるものさえ身につけていない弁護士がそれなりにいることを示すのであろう。

⁵ この点については裁判官の意見を聞いてみたいが、異議が出しづらい尋問のほうが裁判所も心証を得やすいだろうか。例えば重要な争点となっている点を誘導して異議が出なかったとしても、事実認定者は証人の生の説明を聞かないことになるので、印象が薄まるのではないかとと思われる。

⁶ むしろ、刑事裁判では検察官は弁護人の異議を出しづらいように発問を工夫するためか、私自身は刑事裁判よりも民事裁判での尋問時のほうが1度の尋問時に異議を出す回数が多い。

2 膨大な証拠の精査に慣れる／証拠の出し方を工夫する

捜査機関は、民事の代理人弁護士では到底入手できないような膨大な証拠を確保することができる。そのため、証拠が膨大になることがある。そこで、弁護人は大量の資料を精査する経験を得やすい。開示された証拠の大半が検察の主張を裏付けるものであるが、それでも鉄壁というほどでもない。地道に証拠を精査しているうちに、こちらに有利な事情が記録されている証拠が見つかる。1つの事件で何度も精査を重ねることで、「相手方の書証の精査の仕方」のコツがつかめてくる。

また、刑事裁判では証拠能力が厳格に判断される。弁護人が「とりあえず出してみる」という姿勢では、到底、検察官の意見という関門を突破できない。弁護士として、検察官の同意を得やすい書証（不同意にすると裁判所から見識が疑われそうなもの。例えば、信用性が高いと窺われる書証や、事件の争点に強く関連し、裁判所が証拠として見てみたいと思えるようなもの）をいかに確保し、証拠等関係カードにまとめるかという視点で戦略を練る必要がある。民事裁判では要証事実との関連性の不明瞭な証拠やおおよそ信用性のなさそうな証拠でもとりあえず提出するという代理人がいるかもしれないが、刑事裁判では検察官がそのような証拠は容赦なく不同意にするため、少なくとも検討姿勢は身につけるをえない。

第3 刑事弁護活動の魅力(2) 若手にもチャンスがある

若手でも事件を受任して単独で成果をあげ、さらにその結果のみで周囲の信用を得ることができるチャンスがあるというのも、刑事弁護の魅力の1つである。

弁護人が手抜きして無罪判決がとれるほど日本の刑事司法は甘くない。私が過去に手かげた事件に照らすと、裁判官は「合理的な疑いが残る」では足りず、「被告人は無罪だ」と確信できてようやく無罪判決を言い渡すという実感がある。とにもかくにも有罪判決を書いておけばよいと思っているのではないかと言いたくなる裁判官がいまだに一定数いる一方で、民事裁判において「原告の請求はとにかく認容する」という裁判官は聞いたことがない。

他方でそれは、無罪判決は担当弁護人にとって大きな実績であるということである。特に国選は経験や実績を問わずに事件の配点があるのが原則であるから、若手にもベテランと同等の機会が確保されているといえる。

一方、民事（特に企業法務）の場合、世間に注目されるような事件の依頼を無名の新人が（しかも単独で）受けることは考えにくい。重鎮弁護士と共同受任し、実質的にその事件の主担当として活躍したとしても、その名が目立つことはなかなかない。また非常に困難な事件で勝訴したとしても、勝訴というだけではその困難さは伝わりにくい。

第4 私が刑事弁護から得た教訓～後輩達へのメッセージ

以上のとおり、弁護士のキャリアにとって、刑事弁護には少なくとも①スキル向上、②

実績獲得及び注目される機会の平等という魅力がある。実際、私は刑事弁護のおかげで法廷弁護におけるスキルを磨くことができたし、注目される事件に関与することもできた。

もっとも、これは、私が登録間のない頃に受けた事件に全力でぶつかり、かつ、その後に受任した事件にも真剣に向き合っているからこそだと思う。

次項 1 は、初めて一人で手がけた公判弁護であったが、それが否認事件だったことで、その手間と労力は膨大であった。幸い「1つ1つの事件に丁寧に向き合うことが弁護士としての成長につながる」というボス弁の考えに基づく私の個人事件対応への理解と協力のもと、当該事件に最優先で時間を使える環境にあった。長い審理期間中は納得するまで記録を検討し、数人の証人尋問等を経て法廷対応にも慣れ、弁護士としての基礎力を身につけることができた。

同時に、この結果により「事件にまじめに取り組む一定の能力のある弁護士」との信頼を得ることもできた。その後に著名事件の弁護団に加わることもできるようになり、そこでさらに経験を積み、次の事件の結果につなげることができているという好循環となっている。

万が一、最初の事件で「国選だから」「報酬が少ないから」等という気持ちで少しでも手を抜いていたら、判決はであったと思う。そうすると、次につながらなかったのはもちろんのことだが、私は手抜きを覚え、中途半端な弁護活動をしてしまうような弁護士になっていたかもしれない。

この経験に基づき、私が後輩に伝えたいのは、将来法曹の一員となったときには、ぜひ、素直に目の前の1件1件に全力で向き合うようにしてほしいということである。そして、初心を忘れずに事件に邁進して行ってほしい。そうすることでしか身につかないものはあるし、その姿勢が弁護士としての信用・実績につながっていくからである。

なお、本稿は私の実体験に基づくエッセイのため、否認事件の弁護経験での感想が中心となっている。もちろん自白事件であっても難しい事件は多くあるし、簡明にみえる事件であっても弁護人が当事者のその後の人生に影響を与える責任のある立場にあることを付言したい。

第5 補足：これまでに関与した無罪事件等

1 初めての無罪判決

平成23年3月東京地裁立川支部。被告人は勤務先の現金を横領した等として業務上横領罪等で起訴されたが、被害があったとされる時期前後の総勘定元帳等に記録された仕訳を1件1件精査したところ、当方の主張を補強する仕訳が複数見つかった。概要は「帳簿の精査で発見した検察官主張の矛盾」（季刊刑事弁護71号80頁（現代人文社、季刊刑事弁護編集部・編）にまとめてある。国選弁護事件であったため私が受任したのは偶然ではあったが、ロースクール入学前に簿記・会計の基礎的な勉強をしていたことが大いに役立った。

2 2回目の無罪判決

平成 25 年 3 月東京地裁。いわゆる「クレディ・スイス集団申告漏れ事件」。当事者である八田氏が SNS 及び著作（「勝率ゼロへの挑戦」光文社）等で詳細な情報発信を行っているので参照されたい。<http://fugathegameplayer.blog51.fc2.com/>

田中周紀氏の「国税記者」（講談社）第 7 章「外—外の金を追え」は他の脱税事案との相違点が深掘りされており読み応えがある。

3 3 回目の無罪事件

平成 26 年 11 月東京高裁（原審東京地裁立川支部）。主任弁護人はロースクール同期の贄田健二郎弁護士（61 期、立川フォートレス法律事務所）。控訴審での事実調べ無しでの原判決破棄・無罪判決（自判）という珍しい事例となった。この事件の論考は別の機会に行う予定である。

以上